

学校感染症罹患証明書の記入について(依頼)

学校保健安全法に定められた学校感染症に罹患した本学学生について、診断内容、出席停止期間等を下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：和歌山信愛女子短期大学事務部 TEL:073-479-3330

*「学校感染症罹患証明書」による情報について、和歌山信愛女子短期大学は原則として第三者への開示をいたしません。ただし、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合や、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合には、本人の同意を得ずに例外的に第三者（保健福祉局など）に開示することがあります。

学校感染症罹患証明書

和歌山信愛女子短期大学 科 専攻

学籍番号

氏名

上記の者を下記の学校感染症と診断しました。下記の基準に示す期間中は自宅療養が必要なことを証明します。

【感染症名】（該当欄に○印をつけてください）

種類	○印	病名	出席停止期間の基準 (ただし、医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。)
第一種		病名 ()	治癒するまで。
第二種		新型コロナウイルス感染症	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。
		インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
		百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
		流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
		風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで。
		水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
		咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
		結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
第三種		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		コレラ	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで。
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	その他の感染症※ ()		

※その他の感染症の例(条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症)

- ・感染症胃腸炎(ロタウイルス・ノロウイルス等) ・マイコプラズマ感染症 ・溶連菌感染症
- ・伝染性紅斑(りんご病) ・手足口病 ・ヘルパンギーナ ・ウイルス性肝炎

年 月 日

医療機関名

住 所

医 師 名